

国不建キ第25号
令和5年8月1日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長

下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を
参考資料として取り扱う場合の留意事項について

下請契約における請負代金の設定に当たっては、「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（令和5年8月1日付け国不建推第26号・国不専建第18号）により、書面による見積依頼及び建設業法施行令第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順によるとともに、適切な水準の賃金等に加えて一般管理費等の必要な諸経費を適正に考慮するよう、貴会傘下建設企業に対し指導の徹底をお願いしているところである。

公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、所定労働時間内8時間当たりの労務単価として設定したものであって、所定時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費（法定福利費等）、一般管理費等の諸経費は含まれていないものである。

貴会傘下建設企業において、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合には、例えば、「交通誘導業務の契約では、交通誘導警備員の賃金等に加えて警備会社に必要な現場管理費（法定福利費等）及び一般管理費等の諸経費を適正に考慮する。」「週休二日対象工事においては、週休二日を取得するのに要する労務費、機械経費、共通仮設費率、現場管理費率の割増を適切に考慮する。」等、上述の公共工事設計労務単価の意味を十分に理解の上、適切な取扱いが図られるよう、併せて、周知徹底をお願いしたい。なお、公共工事設計労務単価に、建設労働者の雇用に伴い必要となる企業経費（法定福利費、労務管理費、安全管理費等）を試算の上、加算した金額（参考値）の公表を行っているので、併せて周知をお願いする。

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係るものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
- 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、宿舍費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。
また、遠隔地からの労働者の流入を想定したのではない。
- 7 この表は、「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

〔 上段：公共工事設計労務単価
下段：公共工事設計労務単価＋必要経費(法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、宿舍費等) (参考値) 〕

地方自治体 協賛会名	都道府県名	所定労働時間内8時間あたりの金額(単位:円)																											
		特殊作業員	普通作業員	経作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電工	鉄筋工	鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手(特殊)	運転手(一般)	潜かん工	潜かん世話役	さく岩工	トンネル特殊工	トンネル作業員								
北海道	01 北海道	22,800	19,100	16,300	21,000	28,600	26,100	-	-	24,300	26,300	27,700	26,100	28,500	23,400	19,200	37,400	46,400	-	40,700	28,900								
		(32,800)	(26,900)	(22,900)	(29,500)	(40,200)	(36,700)	-	-	(34,200)	(37,000)	(39,900)	(36,700)	(40,100)	(32,900)	(27,000)	(52,600)	(65,200)	-	(57,200)	(40,600)								
		東北	02 青森県	26,600	19,800	15,600	20,900	29,200	27,300	-	27,500	23,300	28,600	25,900	23,900	26,800	29,800	26,200	37,000	46,000	32,000	39,500	28,000						
				(37,400)	(27,800)	(21,900)	(29,400)	(41,100)	(38,400)	-	(38,700)	(31,400)	(40,200)	(36,400)	(33,600)	(37,700)	(41,900)	(36,800)	(52,000)	(64,700)	(45,000)	(55,500)	(39,400)						
				関東	08 茨城県	23,700	22,600	15,400	23,100	27,000	27,900	29,000	27,400	24,600	26,500	24,400	27,600	30,400	27,000	21,700	32,000	39,700	33,900	33,100	26,700				
						(33,300)	(31,800)	(21,700)	(32,600)	(38,000)	(39,200)	(40,800)	(38,500)	(34,600)	(37,700)	(34,300)	(38,900)	(42,700)	(38,000)	(30,500)	(45,000)	(55,800)	(47,700)	(46,500)	(37,500)				
						中部	21 岐阜県	24,300	22,100	16,600	23,200	30,000	27,000	-	-	22,700	27,700	26,700	27,300	28,600	26,500	23,200	34,300	42,400	32,300	39,100	28,800		
								(34,200)	(31,100)	(23,300)	(32,600)	(42,200)	(38,000)	-	-	(31,900)	(36,900)	(37,500)	(38,400)	(40,200)	(37,300)	(32,600)	(48,200)	(59,600)	(45,400)	(55,000)	(40,500)		
								九州	40 福岡県	23,500	20,800	14,300	20,300	26,100	25,200	26,100	25,100	23,400	24,100	22,900	25,400	26,800	23,200	20,600	35,500	44,000	31,500	37,600	26,200
										(33,000)	(29,200)	(20,100)	(28,600)	(36,700)	(35,400)	(36,700)	(35,300)	(32,900)	(33,900)	(32,200)	(35,700)	(37,700)	(32,600)	(29,000)	(49,900)	(61,900)	(44,300)	(52,900)	(36,800)
四国	36 徳島県									22,300	20,600	14,600	20,400	28,400	23,500	-	-	21,900	23,700	22,700	23,800	26,100	20,400	19,900	33,800	41,900	26,400	35,400	25,600
										(31,400)	(29,000)	(20,500)	(28,700)	(39,900)	(33,000)	-	-	(30,800)	(33,300)	(31,900)	(33,500)	(36,700)	(28,700)	(28,000)	(47,500)	(58,900)	(37,100)	(49,800)	(36,000)
		沖縄	47 沖縄県							23,000	20,000	15,100	19,600	24,200	29,400	-	-	19,000	26,500	21,600	25,700	25,900	26,500	24,100	35,500	44,100	-	28,700	23,100
										(32,300)	(28,100)	(21,200)	(27,600)	(34,000)	(41,300)	-	-	(26,700)	(37,300)	(30,400)	(36,100)	(36,400)	(37,300)	(33,900)	(49,900)	(62,000)	-	(40,400)	(32,500)

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
 - 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
 - 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
 - 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係るものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
 - 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
 - 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、宿舍費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
- これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。
また、遠隔地からの労働者の流入を想定したのではない。
- 7 この表は、「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

[上段：公共工事設計労務単価
 (下段：公共工事設計労務単価＋必要経費(法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、宿舍費等) (参考値))]

地方自治体 協働名称		所定労働時間内8時間あたりの金額(単位:円) (単位:円)																					
		トンネル 世話役	橋りょう 特殊工	橋りょう 塗装工	橋りょう 世話役	土木一般 世話役	高級船員	普通船員	潜水士	潜水連絡員	潜水送気員	山林砂防 工	軌道工	型枠工	大工	左官	配管工	はつり工	防水工	板金工	タイル工		
北海道	01 北海道	40.100	32.100	34.500	42.100	25.200	29.300	44.300	30.600	28.400	35.100	31.200	25.200	27.300	26.700	23.200	26.700	28.900	26.700	28.600	26.700	-	
		(56.400)	(45.100)	(48.500)	(59.200)	(35.400)	(41.200)	(32.500)	(62.300)	(43.000)	(39.900)	(48.400)	(43.900)	(35.400)	(38.400)	(37.500)	(32.600)	(37.500)	(40.600)	(37.500)	-	-	
東北	02 青森県	40.700	31.600	36.300	41.000	30.000	30.400	23.800	51.000	33.300	32.600	-	36.000	32.300	28.900	28.500	22.700	26.000	25.700	26.200	22.000	-	
		(57.200)	(44.400)	(51.000)	(57.800)	(42.200)	(42.700)	(33.500)	(71.700)	(46.800)	(45.800)	-	(50.600)	(45.400)	(40.600)	(40.100)	(31.900)	(36.600)	(36.100)	(36.800)	(30.900)	-	
	03 岩手県	40.700	31.700	36.300	42.400	29.900	30.400	23.800	52.900	34.500	34.300	-	35.900	32.500	29.600	30.100	24.200	25.900	25.800	26.400	21.900	-	
		(57.200)	(44.600)	(51.000)	(59.800)	(42.000)	(42.700)	(33.500)	(74.400)	(48.500)	(48.200)	-	(50.500)	(45.700)	(41.600)	(42.300)	(34.000)	(36.400)	(36.300)	(37.100)	(30.800)	-	
	04 宮城県	40.400	31.500	36.000	46.300	30.100	30.200	23.800	57.800	37.800	37.100	-	35.900	36.700	32.200	32.700	25.400	25.700	28.300	28.600	22.000	-	
		(56.800)	(44.300)	(50.600)	(65.100)	(42.300)	(42.500)	(33.200)	(81.300)	(53.100)	(52.200)	-	(50.500)	(51.600)	(45.300)	(46.000)	(35.700)	(36.100)	(39.800)	(40.200)	(30.900)	-	
	05 秋田県	40.700	32.100	36.300	42.300	31.100	30.400	23.800	52.600	34.200	33.700	-	36.000	29.100	31.900	28.800	22.000	26.000	26.400	26.100	22.000	-	
	(57.200)	(45.100)	(51.000)	(59.500)	(43.700)	(42.700)	(33.500)	(74.000)	(48.100)	(47.400)	-	(50.600)	(40.900)	(44.900)	(40.500)	(30.900)	(36.600)	(37.100)	(36.700)	(30.900)	-		
06 山形県	40.600	32.000	36.300	41.300	29.900	30.400	25.000	52.900	34.500	33.900	-	32.300	29.500	27.700	28.300	24.400	26.000	29.500	27.000	22.000	-		
	(57.100)	(45.000)	(51.000)	(58.100)	(40.800)	(42.700)	(35.200)	(74.400)	(48.500)	(47.700)	-	(45.400)	(41.500)	(38.900)	(39.800)	(34.300)	(36.600)	(41.500)	(38.000)	(30.900)	-		
07 福島県	40.500	31.600	36.200	41.300	27.300	30.300	24.900	52.900	34.500	34.100	-	39.600	27.400	30.700	28.400	24.800	25.800	29.100	27.400	22.000	-		
	(56.900)	(44.400)	(50.900)	(58.100)	(38.400)	(42.800)	(35.000)	(74.400)	(48.500)	(47.900)	-	(55.700)	(38.500)	(43.200)	(39.900)	(34.300)	(36.300)	(40.900)	(38.500)	(30.900)	-		
関東	08 茨城県	36.700	31.300	31.200	35.800	27.100	35.200	26.500	42.000	28.300	30.400	29.000	52.400	26.200	27.900	28.500	24.700	27.200	29.400	29.700	23.200	-	
		(51.600)	(44.000)	(43.900)	(50.300)	(38.100)	(49.600)	(37.200)	(58.100)	(42.700)	(40.800)	(38.600)	(73.700)	(38.600)	(39.200)	(40.100)	(34.700)	(28.300)	(41.300)	(41.800)	(32.600)	-	
	09 栃木県	36.800	31.700	31.200	36.200	27.000	35.200	26.500	42.400	29.100	30.800	29.000	53.400	26.000	28.300	28.800	24.900	27.300	30.500	30.100	23.200	-	
		(51.700)	(44.600)	(43.900)	(50.900)	(38.000)	(49.500)	(37.300)	(59.600)	(40.900)	(43.300)	(40.800)	(75.100)	(38.600)	(39.800)	(40.500)	(35.000)	(38.400)	(42.900)	(42.300)	(32.600)	-	
	10 群馬県	36.500	31.500	31.200	36.200	27.100	35.300	26.500	44.000	28.400	30.000	29.100	49.500	25.900	27.300	25.400	24.100	27.300	28.000	27.400	23.200	-	
		(51.300)	(44.300)	(43.900)	(50.900)	(38.100)	(49.600)	(37.300)	(61.900)	(39.900)	(42.200)	(40.900)	(69.600)	(38.400)	(38.400)	(35.700)	(33.900)	(38.400)	(39.400)	(38.500)	(32.600)	-	
	11 埼玉県	36.800	32.400	31.300	36.400	27.500	33.400	26.500	43.900	32.900	32.200	29.000	53.600	27.400	27.600	28.600	24.600	27.300	31.600	30.600	-	-	
		(51.700)	(45.600)	(44.000)	(51.200)	(38.700)	(47.000)	(37.300)	(61.700)	(46.300)	(45.300)	(40.800)	(75.400)	(38.500)	(38.800)	(40.200)	(34.600)	(38.400)	(44.400)	(40.000)	-	-	
	12 千葉県	36.800	31.700	31.300	36.400	28.100	33.400	26.500	43.900	32.900	32.200	29.000	54.700	26.500	27.500	29.100	25.100	27.300	31.700	30.700	-	-	
		(51.500)	(44.600)	(44.000)	(51.200)	(39.500)	(47.000)	(37.300)	(61.700)	(46.300)	(45.300)	(40.800)	(76.900)	(37.300)	(38.700)	(40.900)	(35.300)	(38.400)	(44.600)	(40.700)	-	-	
13 東京都	36.500	31.500	31.300	36.900	28.900	33.400	26.500	45.300	32.900	32.000	29.000	52.100	27.500	27.600	29.500	25.700	27.300	32.800	30.700	-	-		
	(51.300)	(44.300)	(44.000)	(51.900)	(40.600)	(47.000)	(37.300)	(63.700)	(46.300)	(45.000)	(40.800)	(73.300)	(38.700)	(38.800)	(41.500)	(36.100)	(38.400)	(46.100)	(43.200)	-	-		
14 神奈川県	36.500	31.300	31.300	36.100	29.400	33.400	26.500	44.400	31.900	30.700	29.000	50.600	27.300	27.500	28.700	24.400	27.300	30.000	30.000	-	-		
	(51.300)	(44.000)	(44.000)	(50.800)	(41.300)	(47.000)	(37.300)	(62.400)	(44.900)	(43.200)	(40.800)	(71.100)	(38.400)	(38.700)	(40.400)	(34.300)	(38.400)	(42.200)	(42.200)	-	-		
19 山梨県	36.800	31.500	31.300	35.400	27.800	33.300	26.400	44.900	31.300	30.800	29.000	50.000	27.400	27.700	28.200	24.400	27.300	29.800	29.700	-	-		
	(51.700)	(44.300)	(44.000)	(49.800)	(39.100)	(46.800)	(37.100)	(63.100)	(44.000)	(43.300)	(40.800)	(70.300)	(38.500)	(38.900)	(39.600)	(34.300)	(38.400)	(41.600)	(41.800)	-	-		
20 長野県	36.600	31.800	31.500	35.700	27.100	33.700	26.500	43.100	29.500	30.900	29.100	44.500	24.200	27.100	24.500	23.800	27.600	27.700	27.900	23.700	-		
	(51.500)	(44.700)	(44.300)	(49.400)	(38.100)	(47.400)	(37.300)	(60.800)	(41.900)	(43.400)	(40.900)	(62.600)	(34.000)	(38.100)	(34.400)	(33.500)	(38.800)	(38.900)	(39.200)	(33.300)	-		
北陸	15 新潟県	44.600	32.600	40.000	39.000	24.700	31.800	24.800	45.500	28.700	30.600	28.700	31.500	25.100	26.200	25.600	23.700	27.100	24.500	27.300	22.300	-	
		(62.700)	(45.800)	(56.200)	(54.800)	(34.700)	(44.700)	(34.900)	(64.000)	(40.400)	(43.000)	(40.400)	(44.300)	(35.300)	(36.800)	(36.000)	(33.300)	(38.100)	(34.400)	(38.400)	(31.400)	-	
	16 富山県	44.300	32.500	40.000	40.200	26.200	30.500	24.800	46.300	28.800	31.400	28.100	36.600	27.800	28.900	26.600	23.800	27.100	24.500	27.700	-	-	
	(62.300)	(45.700)	(56.200)	(56.500)	(36.800)	(42.900)	(34.900)	(65.100)	(45.500)	(44.100)	(39.500)	(51.500)	(39.100)	(37.800)	(37.400)	(33.500)	(38.100)	(34.400)	(38.900)	-	-		
17 石川県	44.300	32.600	39.900	40.800	28.000	30.400	24.900	44.600	29.700	29.500	28.100	37.200	27.200	26.900	26.000	24.000	27.000	25.400	27.900	-	-		
	(62.300)	(45.800)	(56.100)	(57.400)	(39.400)	(42.700)	(35.000)	(62.700)	(41.800)	(41.500)	(39.500)	(52.300)	(38.200)	(37.800)	(36.600)	(33.700)	(38.000)	(35.700)	(39.200)	-	-		
中部	21 岐阜県	42.300	31.800	35.700	38.200	27.400	31.200	23.800	41.800	28.300	25.600	30.200	43.500	29.000	30.100	25.700	22.900	27.200	25.500	27.700	-	-	
		(59.500)	(44.700)	(50.200)	(53.700)	(38.900)	(43.900)	(33.500)	(58.800)	(39.800)	(36.000)	(42.500)	(61.200)	(40.800)	(42.300)	(36.100)	(32.200)	(38.200)	(35.900)	(38.900)	-	-	
	22 静岡県	42.300	32.700	35.800	38.600	27.700	31.100	23.800	47.900	30.900	29.000	30.100	46.700	27.400	30.200	27.200	23.000	27.300	28.100	28.900	23.200	-	
		(59.500)	(46.000)	(50.300)	(54.300)	(38.900)	(43.700)	(33.500)	(67.300)	(43.400)	(40.800)	(42.300)	(65.700)	(38.500)	(42.500)	(38.200)	(32.300)	(38.400)	(39.500)	(40.600)	(32.600)	-	
	23 愛知県	42.300	31.700	35.700	37.800	27.500	31.100	23.900	44.900	30.200	26.000	30.200	44.200	29.300	30.600	26.400	23.300	27.200	27.800	28.100	-	-	
	(59.500)	(44.600)	(50.200)	(53.100)	(38.700)	(43.700)	(33.600)	(63.100)	(42.500)	(36.600)	(42.500)	(62.100)	(41.200)	(43.000)	(37.100)	(32.800)	(38.200)	(38.600)	(39.500)	-	-		
24 三重県	42.300	31.800	35.800	39.300	26.500	30.900	23.800	45.000	29.400	25.800	30.100	45.700	27.400	30.100	25.800	23.600	27.300	27.400	30.100	-	-		
	(59.500)	(44.700)	(50.300)	(55.300)	(37.300)	(43.400)	(33.200)	(63.300)	(41.300)	(36.300)	(42.300)	(64.300)	(38.500)	(42.300)	(36.300)	(33.200)	(38.400)	(38.500)	(42.300)	-	-		
近畿	18 福井県	40.800	31.100	30.500	38.000	25.600	29.000	22.400	35.500	25.800	26.900	25.400	38.500	25.100	23.100	24.200	22.800	27.400	24.700	25.500	-	-	
		(57.400)	(43.700)	(42.900)	(53.400)	(36.000)	(40.800)	(31.500)	(49.900)	(36.300)	(37.800)	(35.700)	(54.100)	(35.300)	(32.500)	(34.000)	(32.100)	(38.500)	(34.700)	(35.900)	-	-	
	25 滋賀県	41.700</																					

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係るものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、宿舍費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
 これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
 この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工程、工事規模等の条件により変動する。
 また、遠隔地からの労働者の流入を想定したものではない。
 7 この表は、「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

{ 上段：公共工事設計労務単価
 (下段)：公共工事設計労務単価+必要経費(法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、宿舍費等) (参考値) }

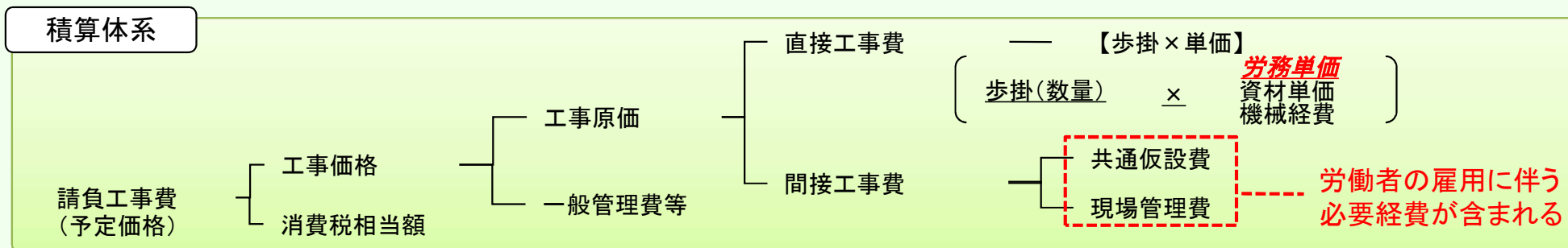
地方連絡協議会名		所定労働時間内8時間あたりの金額(単位:円)												
都道府県名	サッシ工	屋根ふき工	内装工	ガラス工	建具工	ダクト工	保温工	設備機械工	交通誘導警備員A	交通誘導警備員B				
北海道	01 北海道	26,100 (36,700)	-- (37,000)	26,300 (22,900)	-- (32,200)	-- (22,900)	21,900 (30,800)	26,000 (36,600)	25,300 (35,600)	18,200 (22,800)	13,400 (18,800)			
	02 青森県	28,200 (39,600)	-- (36,600)	26,000 (34,200)	24,300 (33,900)	24,100 (29,400)	20,900 (34,300)	24,400 (34,300)	24,500 (34,400)	15,100 (21,200)	12,900 (18,100)			
東北	03 岩手県	28,100 (39,500)	-- (36,800)	26,200 (34,200)	24,300 (33,700)	24,000 (29,500)	21,000 (34,000)	24,200 (34,300)	24,400 (34,300)	15,900 (22,400)	13,500 (19,000)			
	04 宮城県	30,200 (42,500)	-- (40,100)	28,500 (33,600)	24,300 (33,700)	24,000 (30,200)	21,500 (34,200)	24,300 (34,300)	24,400 (24,600)	17,500 (24,600)	14,500 (20,400)			
	05 秋田県	28,500 (40,100)	-- (36,800)	26,200 (34,200)	24,300 (33,900)	24,100 (29,500)	21,000 (34,300)	24,400 (34,300)	24,500 (34,400)	15,200 (21,400)	12,800 (18,000)			
	06 山形県	27,900 (39,200)	-- (38,800)	27,600 (34,200)	24,300 (32,900)	23,400 (31,400)	22,300 (34,300)	24,400 (34,300)	24,500 (34,400)	17,300 (24,300)	14,400 (20,200)			
	07 福島県	28,500 (40,100)	-- (39,900)	28,400 (34,000)	24,200 (34,900)	24,800 (34,900)	22,000 (30,900)	24,400 (34,300)	24,400 (34,300)	17,500 (24,600)	14,500 (20,400)			
	関東	08 茨城県	29,100 (40,900)	-- (41,900)	29,800 (40,100)	-- (40,100)	-- (35,900)	25,500 (35,300)	25,100 (35,700)	25,400 (35,700)	16,900 (23,900)	15,300 (21,500)		
		09 栃木県	29,200 (41,100)	-- (42,700)	30,400 (40,100)	-- (40,100)	-- (35,600)	25,300 (35,300)	25,100 (35,700)	25,400 (35,700)	16,500 (23,200)	14,200 (20,000)		
10 群馬県		28,200 (39,600)	-- (41,500)	29,500 (40,100)	28,500 (34,600)	24,600 (34,300)	24,400 (35,300)	25,100 (35,700)	25,400 (35,700)	15,800 (22,200)	13,800 (19,400)			
11 埼玉県		28,700 (40,400)	-- (42,300)	30,100 (40,400)	-- (40,400)	-- (36,400)	25,900 (35,300)	25,100 (35,700)	25,400 (35,700)	16,800 (23,600)	14,900 (20,900)			
12 千葉県		28,800 (40,500)	-- (41,500)	29,500 (40,400)	-- (40,400)	-- (35,900)	25,900 (35,300)	25,100 (35,700)	25,400 (35,700)	17,300 (24,300)	15,000 (21,100)			
13 東京都		29,000 (40,800)	-- (41,900)	29,800 (40,400)	-- (40,400)	-- (36,400)	25,900 (35,300)	25,100 (35,700)	25,400 (35,700)	17,900 (25,200)	15,500 (21,800)			
14 神奈川県		28,500 (40,100)	-- (42,500)	30,200 (40,200)	28,600 (34,600)	24,600 (35,200)	25,000 (35,300)	25,100 (35,700)	25,400 (35,700)	17,800 (25,000)	15,500 (21,800)			
19 山梨県		28,700 (40,400)	-- (42,700)	30,400 (40,200)	28,600 (34,600)	24,600 (35,000)	24,900 (35,300)	25,100 (35,700)	25,400 (35,700)	16,300 (22,900)	14,200 (20,000)			
20 長野県		27,900 (39,200)	-- (41,100)	29,200 (40,600)	28,900 (34,700)	24,700 (34,800)	24,600 (35,300)	25,100 (35,700)	25,400 (35,700)	15,000 (21,100)	12,700 (17,900)			
北陸		15 新潟県	30,000 (42,200)	-- (37,800)	26,900 (34,700)	24,700 (30,900)	22,000 (30,800)	21,900 (33,500)	23,800 (36,700)	26,100 (23,500)	16,700 (20,100)	14,300 (20,100)		
	16 富山県	29,100 (40,900)	-- (37,700)	26,800 (34,700)	24,700 (30,500)	21,700 (31,500)	22,400 (33,500)	23,800 (36,700)	26,100 (23,300)	16,600 (20,700)	14,700 (20,700)			
	17 石川県	28,400 (39,900)	-- (36,400)	25,900 (34,600)	24,600 (29,900)	21,300 (31,600)	22,500 (33,500)	23,800 (36,600)	26,000 (24,200)	17,200 (20,500)	14,600 (20,500)			
中部	21 岐阜県	29,900 (42,000)	-- (39,500)	28,100 (38,500)	27,400 (34,200)	24,300 (32,800)	23,300 (37,800)	26,900 (38,200)	27,200 (23,200)	16,500 (20,100)	14,300 (20,100)			
	22 静岡県	29,600 (41,600)	-- (49,500)	35,200 (38,500)	27,400 (34,200)	24,300 (35,000)	24,900 (37,700)	26,800 (38,200)	27,200 (24,000)	17,100 (20,000)	14,200 (20,000)			
	23 愛知県	29,500 (41,500)	-- (44,600)	31,700 (38,500)	27,400 (34,200)	24,300 (33,000)	23,500 (37,700)	26,800 (38,200)	27,200 (24,700)	17,600 (20,400)	14,500 (20,400)			
	24 三重県	30,200 (42,500)	-- (44,700)	31,800 (38,500)	27,400 (34,400)	24,500 (34,300)	24,400 (37,800)	26,900 (38,200)	27,200 (23,600)	18,500 (19,500)	13,900 (19,500)			
近畿	18 福井県	25,600 (36,000)	-- (38,000)	27,000 (35,700)	25,400 (34,000)	24,200 (31,400)	22,300 (35,700)	25,400 (34,300)	24,400 (34,300)	15,700 (22,100)	13,400 (18,800)			
	25 滋賀県	27,700 (38,900)	-- (38,800)	27,600 (35,600)	25,300 (35,600)	-- (32,800)	23,300 (36,400)	25,900 (35,900)	25,500 (21,400)	15,200 (17,400)	12,400 (14,400)			
	26 京都府	27,700 (38,900)	-- (38,900)	27,700 (35,600)	25,300 (35,600)	-- (33,300)	23,700 (36,100)	25,700 (35,400)	25,200 (21,500)	15,300 (16,900)	12,000 (16,900)			
	27 大阪府	27,200 (38,200)	-- (38,900)	27,700 (35,600)	25,300 (35,600)	-- (32,300)	23,000 (35,700)	25,400 (35,200)	25,000 (21,100)	15,000 (17,900)	12,700 (17,900)			
	28 兵庫県	27,200 (38,200)	26,100 (36,700)	27,700 (38,900)	25,300 (35,600)	-- (31,900)	22,700 (35,900)	25,500 (35,200)	25,000 (21,700)	15,400 (17,400)	12,400 (14,400)			
	29 奈良県	27,700 (38,900)	-- (39,100)	27,800 (35,600)	25,300 (35,600)	-- (33,700)	24,000 (36,400)	25,900 (35,000)	24,900 (21,800)	15,500 (17,700)	12,600 (17,700)			
	30 和歌山県	27,400 (38,900)	-- (38,900)	27,700 (35,600)	25,300 (35,600)	-- (33,300)	23,700 (38,000)	25,600 (34,600)	24,600 (21,100)	15,000 (17,400)	12,400 (17,400)			
	中国	31 鳥取県	22,100 (31,100)	-- (32,800)	23,300 (30,700)	21,800 (27,600)	19,600 (29,000)	20,600 (29,100)	20,700 (31,900)	22,700 (22,200)	15,800 (17,200)	12,200 (17,200)		
		32 島根県	21,900 (30,800)	-- (31,900)	22,700 (30,700)	21,800 (27,600)	19,600 (29,000)	20,600 (29,100)	20,700 (31,900)	22,700 (22,200)	15,800 (18,300)	13,000 (18,300)		
		33 岡山県	21,900 (30,800)	-- (33,500)	23,800 (30,700)	21,800 (27,600)	19,600 (29,200)	20,800 (29,200)	20,800 (31,900)	22,700 (22,800)	16,200 (19,100)	13,600 (19,100)		
34 広島県		22,100 (31,100)	-- (32,200)	22,900 (30,800)	21,900 (27,700)	19,700 (29,000)	20,600 (29,200)	20,800 (32,100)	22,800 (23,100)	16,400 (23,100)	13,500 (19,000)			
35 山口県		21,900 (30,800)	-- (32,200)	22,900 (30,700)	21,800 (27,600)	19,600 (28,800)	20,500 (29,100)	20,700 (31,900)	22,700 (22,500)	16,000 (18,100)	12,900 (18,100)			
四国		36 徳島県	-- (30,800)	-- (30,800)	-- (21,900)	-- (28,300)	-- (28,300)	-- (20,100)	-- (31,200)	22,200 (20,800)	14,800 (18,700)	13,300 (18,700)		
	37 香川県	-- (30,700)	-- (30,700)	-- (21,800)	-- (28,100)	-- (28,100)	-- (20,100)	-- (31,200)	22,200 (20,900)	14,800 (18,800)	13,300 (18,800)			
	38 愛媛県	-- (30,800)	-- (30,800)	-- (21,900)	-- (28,300)	-- (28,300)	-- (20,100)	-- (31,200)	22,200 (20,100)	14,800 (17,000)	13,300 (17,000)			
	39 高知県	-- (30,800)	-- (30,800)	-- (21,900)	-- (28,300)	-- (28,300)	-- (20,100)	-- (31,200)	22,200 (19,100)	13,600 (16,200)	11,500 (16,200)			
	九州	40 福岡県	-- (35,000)	-- (34,600)	-- (24,900)	-- (34,600)	-- (30,900)	-- (32,100)	-- (36,400)	22,800 (20,800)	14,600 (18,700)	13,100 (18,700)		
41 佐賀県		-- (35,000)	-- (34,400)	-- (24,900)	-- (34,400)	-- (30,500)	-- (32,100)	-- (36,800)	22,800 (20,500)	14,600 (18,400)	13,100 (18,400)			
42 長崎県		-- (36,400)	-- (34,700)	-- (25,900)	-- (34,700)	-- (30,900)	-- (32,100)	-- (37,000)	22,800 (20,900)	14,900 (19,500)	13,900 (19,500)			
43 熊本県		-- (35,200)	-- (34,900)	-- (25,000)	-- (34,900)	-- (30,500)	-- (32,100)	-- (36,400)	22,800 (20,200)	14,400 (17,900)	12,700 (17,900)			
44 大分県		-- (35,000)	-- (34,600)	-- (24,900)	-- (34,600)	-- (31,100)	-- (32,100)	-- (36,400)	22,800 (20,700)	14,700 (17,000)	12,100 (17,000)			
45 宮崎県		-- (34,900)	-- (34,400)	-- (24,800)	-- (34,400)	-- (30,900)	-- (32,100)	-- (36,800)	22,800 (20,900)	14,600 (18,500)	11,700 (18,500)			
46 鹿児島県		-- (34,500)	-- (34,400)	-- (24,500)	-- (34,400)	-- (30,900)	-- (32,100)	-- (36,800)	22,800 (20,900)	14,600 (18,500)	11,700 (18,500)			
47 沖縄県		-- (29,700)	-- (33,300)	-- (21,100)	-- (33,300)	-- (26,600)	-- (26,600)	-- (31,600)	22,500 (19,100)	13,600 (16,300)	11,600 (16,300)			

建設労働者等の雇用に伴う必要経費を含む金額の参考公表

現状

- ・公共工事設計労務単価は、国、自治体等が公共工事の予定価格を積算する際に用いる単価
- ・**建設労働者等の賃金相当額であって、労働者の雇用に伴う賃金以外の必要経費分※は含まれていない**
 (必要経費分は、別途、共通仮設費、現場管理費の項目で積算される)

※労働者の雇用に伴う必要経費：法定福利費、労務管理費、安全管理費など



課題

建設労働者等が受け取る賃金をもとに設定している公共工事設計労務単価が、労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費を含んだ金額と誤解され、必要経費分の値引きを強いられる結果、**技能労働者に支払われる賃金が低く抑えられている**との指摘がある。

対策

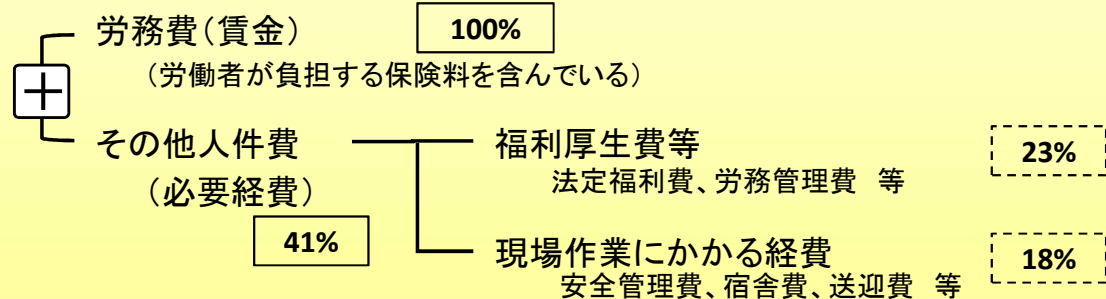
公共工事設計労務単価と、労働者の雇用に伴う**必要経費を含む金額**とを**並列表示**し、**公共工事設計労務単価には必要経費が含まれていないことを明確化する。**

並列表示イメージ

都道府県名	普通作業員	交通誘導警備員A
△△県	18,100	12,600
	(25,400)	(17,700)
□□県	19,200	12,800
	(27,000)	(18,000)

(上段) : 公共工事設計労務単価
 (下段) : 公共工事設計労務単価 + 必要経費

労働者の雇用に伴い必要な経費の内訳



(注1) 数値は、全国調査を基に試算した参考値

(注2) 上記のうち、少なくとも労務費(賃金)及び法定福利費は、実際の施工に当たる技能労働者を雇用する建設企業が負担する費用である